

一 般 事 項

I 定 義

1. 記号の定義

- (1) 〔地〕とは、本会の競走馬登録の時、すでに地方競馬の競走（都道府県又は指定市町村が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）に出走（地方競馬全国協会が行う馬の登録（地方競馬指定交流競走のために行うものを除く。以下「地方馬登録」という。）を受けていた期間の地方競馬以外の競走への出走を含む。）したことがある馬であって〔地〕以外の馬をいう。
- (2) 〔地〕とは、日本中央競馬会競馬施行規程（平成 19 年理事長達第 28 号。以下「競馬施行規程」という。）第 28 条により競走馬登録を受けた馬をいう。
- (3) 〔外〕とは、外国産馬（公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けており、種付けのために外国に一時的に輸出された牝馬の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれ当歳の 12 月末日までに輸入されたものを除く。以下同じ。）であって〔外〕以外の馬をいう。
- (4) 〔外〕とは、競馬施行規程第 29 条により競走馬登録を受けた馬をいう。
- (5) 〔指定〕とは、〔地〕が出走でき、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走であって、〔特指〕以外の競走をいう。
- (6) 〔特指〕とは、地方馬登録を受けている期間に、本会が認定した地方競馬の競走（以下「認定競走」という。）もしくは競馬番組で別に定める地方競馬の競走で第 1 着となった〔地〕、または競馬番組で別に定める取得賞金の条件を満たす〔地〕が出走でき、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走をいう。
- (7) 〔指定〕とは、競馬施行規程第 60 条により免許を受けた騎手が騎乗できる競走をいう。
- (8) 〔混合〕とは、内国産馬（公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの繁殖登録を受けており、種付けのために外国に一時的に輸出された牝馬の産駒であって、日本で種付けされ外国で生まれ当歳の 12 月末日までに輸入されたものを含む。以下同じ。）に〔外〕が混合して出走できる競走をいう。
- (9) 〔国際〕とは、内国産馬に〔外〕および〔外〕が混合して出走できる競走をいう。

2. 削 除

3. 削 除

4. 競走条件

出走馬の資格は、当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績（中央競馬の競走（本会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）、地方競馬の競走および外国の競馬の競走における競走成績をいう。）によって決定する。

(1) 競走成績

イ 平地競走については平地競走、障害競走については障害競走のみの競走成績とする。ただし、1999 年 12 月 31 日以前に実施された障害競走の競走成績は平地競走の競走成績に含めるものとする。

ロ 地方競馬における競走成績は、当該馬の競走成績証明書に記載されたものとする。

ハ 外国の競馬における競走成績は、公認競馬団体が発行した成績証明書または公認成績書に記載されたものとする。

(2) ハンデキャップ競走の出走資格

ハンデキャップ競走の出走馬は、中央競馬の平地競走、地方競馬指定交流競走（本会の競走馬登録を受けている馬が出走できる競走に限る。）または理事長が指定する外国の競馬の競走について（平成7年理事長達第63号）に定める競走（以下「外国の重賞競走」という。）に通算して2回以上出走し、かつ、競馬番組で別に定める期間（「ハンデキャップ対象期間」という。）内に1回以上出走していることを要する。

(3) 取得賞金

イ 取得賞金

取得賞金とは、次に掲げる着順を得た競走について、下記ロからトに定める額を競馬番組で別に定める方法により算定した額をいう。

- (一) 第1着
- (二) 中央競馬の重賞競走の第2着
- (三) 日本グレード格付管理委員会により格付けされた地方競馬指定交流競走（以下「地方重賞競走」という。）の第2着
- (四) 外国の重賞競走の第2着
- (五) 地方馬登録を受けていた期間もしくは外国所属（外国において馬の調教に関し免許を受けている者との間において当該馬の飼養及び調教に関する契約等が締結されていることをいう。以下同じ。）であった期間に出走した中央競馬以外の競走の第2着本賞金が100万円以上の第2着（(三)および(四)に掲げるものを除く。）
- (六) 削除

ロ 中央競馬の競走における取得賞金に算入する額

中央競馬の競走において上記イの（一）または（二）に定める着順を得た場合は、下表に定める額を取得賞金に算入する。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てる。

競走		取得賞金に算入する額
重賞競走	2歳馬競走	G I・G II競走 該当する着順の本賞金額の半額
		上記以外の競走 第1着は1,600万円 第2着は600万円
	3歳馬競走および3(4)歳以上馬競走	該当する着順の本賞金額の半額
オープン競走 (重賞競走を除く)	平地競走	2歳馬競走
		リステッド競走 800万円
		九州産馬限定競走 500万円
	3歳馬競走	上記以外の競走 600万円
		リステッド競走 1,200万円
	3(4)歳以上馬競走	上記以外の競走 1,000万円
		リステッド競走 1,400万円
	障害競走	上記以外の競走 1,200万円
		特別競走 750万円
		一般競走 600万円
3勝クラス競走		900万円
2勝クラス競走		600万円
1勝クラス競走		500万円
新馬・未勝利競走		400万円

ハ 中央競馬の競走以外の競走における取得賞金に算入する額

中央競馬以外の競走において上記イの(一)または(三)から(五)に定める着順を得た場合は、予め定められた当該競走の着順に応じた本賞金を下表に定めるところにより、取得賞金に算入する。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てる。

着 順	取得賞金に算入する額
第1着本賞金	1,200万円以上は半額 400万円以上1,200万円未満は400万円 10万円以上400万円未満は全額 10万円未満は10万円
上記イ(三)、(四)、(五)の 第2着本賞金	480万円以上は半額 160万円以上480万円未満は160万円 160万円未満は全額

ニ 地方競馬指定交流競走（地方重賞競走を除く。）における取得賞金に算入する額

本会の競走馬登録を受けている馬が地方競馬指定交流競走において上記イの(一)に定める着順を得た場合は、上記ハの規定にかかわらず、下表に定めるところにより取得賞金を算入する。

出走競走の本会所属馬競走条件	取得賞金に算入する額
オープン	1,000万円
3勝クラス	900万円
2勝クラス	600万円
1勝クラス	500万円
未勝利	400万円

ホ 外国の競馬の競走における本賞金の取扱い

外国の競馬の競走において取得した本賞金は、別に定める比率により換算し、上記ハに定めるところにより取得賞金に算入する。

ヘ 同着の場合の取得賞金に算入する額

上記イに定める着順において同着があった場合は、上記ロからホに定める額を同着となった馬についてそれぞれ取得賞金に算入する。

ト 2021年6月4日以前に実施された競走における取得賞金に算入する額

上記にかかわらず、2021年6月4日以前に実施された競走における取得賞金に算入する額については、従前の一般事項Ⅰの4の(3)に定めた取得賞金の取扱いによる。

(4) 新馬競走

新馬競走とは、競走(地方競馬および外国の競馬の競走を含む。)に出走したことがない馬(以下「未出走馬」という。)が出走できる競走をいう。

(5) 未勝利競走

未勝利競走とは、競走(地方競馬および外国の競馬の競走を含む。)に出走したことがあって、上記(3)の取得賞金に算入する額がない馬(以下「未勝利馬」という。)が出走できる競走をいう。なお、未勝利競走には未出走馬は出走することができる。

(6) ○勝クラス競走

○勝クラス競走とは、上記(3)の取得賞金が下表右欄に定める額の馬が出走できる競走をいう。

3勝クラス競走	1,600万円以下
2勝クラス競走	1,000万円以下
1勝クラス競走	500万円以下

(7) オープン競走

オープン競走とは、特に記載のない限り、すべての馬が出走できる競走をいう。

(8) 重賞競走

イ 重賞競走とは、特別競走のうち、賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等において特に重要な競走をいう。なお、重賞競走は重賞競走一覧に記載される。

ロ サラブレッド系（サラブレッドおよびサラブレッド系種をいう。以下同じ。）平地の重賞競走のグレード格付けについては、日本グレード格付管理委員会により決定され、その格付けの定義は以下のとおりとする。なお、同委員会によるグレード格付けを得られない重賞競走は、競走内容等により Jpn I、Jpn II、Jpn III、新設重賞または重賞と表記する。

(一) グレードⅠ競走とは、年齢別・競走距離別の最優秀馬を選定し、競走馬の生産の指標となる競走体系上最も重要な競走をいい、(GⅠ)と表記する。

(二) グレードⅡ競走とは、グレードⅠ競走に次ぐ重要な競走をいい、(GⅡ)と表記する。

(三) グレードⅢ競走とは、グレードⅠ競走およびグレードⅡ競走以外のグレード競走をいい、(GⅢ)と表記する。

ハ 次号以降ならびに競馬番組で別に定める負担重量および出走できる馬の決定方法においては、上記ロにより格付けされた中央競馬の競走の他に、地方重賞競走および外国の重賞競走を含むものとする。この場合において、「GⅠ競走」「GⅡ競走」「GⅢ競走」の表記は、それぞれ下表右欄の競走のことをいうものとする。（ただし、2020年6月5日以前に実施された競走については、従前の取扱いによる。）なお、地方重賞競走（Jpn I競走、Jpn II競走およびJpn III競走を除く。）および外国の重賞競走の格付けについては、ジョッキークラブ・インフォメーション・システムズ・インコーポレイテッドが発行するインターナショナル・カタロギング・スタンダーズ・アンド・インターナショナル・スタティスティクス（以下「インターナショナル・カタロギング・スタンダーズ」という。）に定めるところによる。

GⅠ競走	Jpn I競走、パートⅠの競走のG1競走
GⅡ競走	Jpn II競走、パートⅠの競走のG2競走
GⅢ競走	Jpn III競走、パートⅠの競走のG3競走

ニ サラブレッド系障害の重賞競走については、賞金・負担重量・歴史と伝統・競走内容等により、J・GⅠ競走、J・GⅡ競走およびJ・GⅢ競走に格付けする。

(9) リステッド競走

リステッド競走とは、特別競走のうち、競走体系上重賞競走に次ぐ重要な競走をいう。その格付けについては、日本グレード格付管理委員会により決定され、(L)と表記する。なお、リステッド競走はリステッド競走一覧に記載される。

(10) **トライアル競走**

トライアル競走とは、特別競走名に〇〇トライアルと記載されている競走をいう。

(11) **負担重量**

イ 負担重量は、競馬番組に特に記載のない場合、競馬施行規程第71条第1号に定める馬齢重量とする。

ロ 別定重量とは、競馬施行規程第71条第3号に定めるものをいい、「別定」と記載する。ただし、別定重量のうち、馬の年齢または性により定めるものを特に「定量」と記載する。

ハ アローワンスとは、3歳以上馬または4歳以上馬の競走において別定重量を算出する際に適用する馬の年齢または性の違いにより減じる重量であって、競馬番組で別に定めるものをいう。

ニ 別定重量は、競馬番組で特に定めた場合を除き当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績により決定するものとする。

Ⅱ 出走制限

1. 外国産馬の出走制限

- (1) 外国産馬のうち、本会の競走馬登録（再登録(本会の競走馬登録を抹消された馬が再び受ける競走馬登録をいう。以下同じ。)を除く。)または地方馬登録（本会の競走馬登録を抹消後に行うものを除く。）の時、すでに外国の競馬の競走に出走したことがある馬は出走できない。ただし、**外**は**国際**に出走することができる。
- (2) **外**は、**混合**および**国際**以外の競走に出走できない。

2. 地方馬登録を受けたことのある馬または外国の競馬の競走に出走したことのある馬の出走制限

- (1) 2015年9月12日以降に本会の競走馬登録を受ける**地**のうち、競走馬登録申請の時、取得賞金が2歳馬で150万円以下の馬、3歳馬で300万円以下の馬（2歳の12月末日時点の取得賞金が150万円超かつ3歳の1月末日までに申請した馬を除く。）、4歳以上馬で500万円以下の馬（3歳の12月末日時点の取得賞金が300万円超かつ4歳の1月末日までに申請した馬を除く。）は出走できない。

ただし、下記のイまたはロに該当する場合は、この限りでない。

イ 認定競走において第1着となった**地**が、当該競走后、3歳の12月末日までに、競馬施行規程第28条による競走馬登録を除き、最初に競走馬登録を申請するとき。

ロ 下記(3)に該当するとき。

- (2) 本会の競走馬登録を受ける**地**（直前に外国所属であった馬を除く。）のうち、競走馬登録を申請した日の前日から起算して遡る6ヵ月間出走しなかった馬は出走できない。
- (3) 外国の競馬の競走のみに出走したことのある内国産馬および地方馬登録を受けた後に外国の競馬の競走のみに出走したことのある外国産馬のうち、本会の競走馬登録申請の時、2歳馬で未勝利の馬、3歳馬で1勝以下の馬（2歳の12月末日時点で1勝以上かつ3歳の1月末日までに申請した馬を除く。）、4歳馬で2勝以下の馬（3歳の12月末日時点で2勝以上かつ4歳の1月末日までに申請した馬を除く。）、または5歳以上馬で3勝以下の馬（4歳の12月末日時点で3勝以上かつ5歳の1月末日までに申請した馬を除く。）は出走できない。
- (4) 下記5の(1)に該当したもの（イの(一)に該当したものを除く。）については、上記(1)および(3)の規定を適用しない。

3. 地方馬登録を受けた未出走馬または外国所属であった未出走馬の出走制限

3歳の7月1日以降に本会の競走馬登録を申請する地方馬登録を受けた馬または外国所属であった馬のうち、申請の時、未出走馬は出走できない。

4. アラブ系馬の出走制限

アラブ系（アラブ・アングロアラブおよびアラブ系種をいう。以下同じ。）馬は、出走できない。ただし、アラブ系馬が**圃**として、巴賞・福島テレビオープン・札幌日経オープンおよび朱鷺ステークス競走に出走する場合は、この限りでない。

5. 本会の競走馬登録を抹消したことのある馬の出走制限

- (1) 1994年1月1日以降に本会の競走馬登録（競馬施行規程第28条および第29条によるものを除く。この項において以下同じ。）を抹消された馬のうち、再登録を受けるものについては、当該再登録直前の競走馬登録抹消後、地方馬登録を受け、当該地方馬登録を受けていた期間に下記イからホに掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げるもののいずれかに該当したもの、または外国所属となり当該外国所属であった期間に下記へに掲げるものに該当したものでなければ出走できない。ただし、1歳または2歳の時に本会の競走馬登録を抹消された馬であって、当該抹消時に中央競馬の競走、地方競馬の競走および外国

の競馬の競走のいずれにも出走したことの無いものが、当該抹消後、最初に再登録する場合は、この限りでない。

イ 1994年1月1日以降2004年12月31日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬

- (一) 2001年12月31日以前に5回以上出走したもの
- (二) 2002年1月1日以降に1勝以上したもの

ロ 2005年1月1日以降2008年12月31日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬

- (一) 5回以上出走し、1勝以上したもの
- (二) 2勝以上したもの

ハ 2009年1月1日以降2012年12月31日以前に本会の競走馬登録を抹消された馬
2勝以上したもの

ニ 2013年1月1日以降に本会の競走馬登録を抹消された馬（下記ホに該当する馬を除く。）

- (一) 再登録の時、2歳または3歳であって、2勝以上したもの
- (二) 再登録の時、4歳以上であって、3勝以上したもの

ホ 2015年9月12日以降に再登録を申請する2012年以降に生まれた馬

- (一) 3歳12月末日までに2勝以上し、4歳の1月末日までに競走馬登録を申請したもの
- (二) 3勝以上したもの

ヘ インターナショナル・カタロギング・スタンダーズに定めるところのパートIの競走のG1競走、G2競走およびG3競走のいずれかで第1着となった馬

(2) 削除

(3) 削除

6. 差押え等を受けている馬の出走制限

国税徴収法、民事執行法その他の法令の規定による差押え、仮差押えまたはこれに類する処分を受けている馬は、出走できない。

7. 一般競走および特別競走の出走制限

一般競走および特別競走については、当該競走の出馬投票締切前日までの競走成績により競馬番組で別に定める出走制限を行う。

8. 削除

9. 3走成績による平地競走の出走制限

- (1) 本会の競走馬登録（再登録を受けた馬にあつては当該再登録）を受けた後、3歳以上の未勝利馬が2019年1月1日以降に出走した中央競馬の平地競走において3回連続して8着以内の着順を得なかった場合は、当該3回目の競走の実施日の翌日から起算して2ヵ月間平地競走に出走できない。
- (2) 前項の回数に含まれる競走は、3歳以降に出走した競走とする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当該競走は前項の回数に含まないものとする。

イ 未出走馬として出走したとき

（2019年12月31日以前に出走した未出走馬は、3歳の新馬競走のみを対象とする。）

ロ 競走中止となったとき

ハ 裁決委員がやむを得ないと認めたとき

ニ 3歳以上の未勝利馬が中央競馬の平地競走において2回連続（上記イ、ロおよびハに該当する場合は回数に含まない。）して8着以内の着順を得ず、当該2回目の競走の実施日の翌日から起算して2ヵ月以内に中央競馬、地方競馬および外国の競馬のいずれの競走にも出走せずに、次に出走した競走が中央競馬の平地競走であり、かつ8着以内の着順を得なかったとき

- (3) 前項の規定にかかわらず、上記(1)の出走制限に該当したことがある場合は、当該最後の出走制限期間以前の競走は含まないものとする。

10. タイムオーバーとなった馬の平地競走の出走制限

重賞競走、騎手招待競走、その他競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した馬または平地重賞競走に出走した未出走馬および未勝利馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表1に定める時間を超えて決勝線に到達したとき、当該競走の実施日の翌日から起算して下表2に定める期間平地競走に出走できない。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

表 1

距離	右欄に掲げる競走 以外の平地競走		新馬競走	
	芝コースに おいて行う競走	ダートコースに おいて行う競走	芝コースに おいて行う競走	ダートコースに おいて行う競走
1,400m以下	3秒	4秒	4秒	5秒
1,400m超 2,000m未満	4秒	5秒	5秒	6秒
2,000m以上	5秒	6秒	6秒	7秒

表 2

未勝利馬	タイムオーバー1回目は1ヵ月間、2回目は2ヵ月間、3回目以上は3ヵ月間
その他の馬	1ヵ月間

11. 痼疾馬の出走制限

- (1) 1眼または両眼の失明馬は出走できない。ただし、本会の競走馬登録を受けた後（競馬施行規程第19条第1項ただし書の適用を受け本会の競走馬登録を受けた馬にあっては、同条第2項に定める検査を受けた後）に1眼を失明した馬は、当該競走馬登録を抹消するまでの間、平地競走に限り出走することができる。
- (2) 本会の競走馬登録（再登録を受けた馬にあっては当該再登録以前の本会の競走馬登録を含む。）を受けている期間の競走（地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走を含む。）において、装鞍所ひき付け時から競走終了後馬場を出るまでの間に鼻出血（外傷性のものを除く。）を発症したと認められる馬は、当該競走の実施日の翌日から起算して、発症1回目は1ヵ月間、2回目は2ヵ月間、3回目以上は3ヵ月間、それぞれ出走できない。

Ⅲ 出走可能頭数

1. 各競馬場の出走可能頭数

芝コースは、最内柵による馬場をAコース、Aコースの外側に設定した馬場を、内側から順次Bコース、Cコース、Dコースという。

(1) 札幌競馬場

平地競走

Bコースは、Aコースから1.5メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発 走 線		1,000m	1,200m	1,500m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭
	Bコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭
	Cコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭

(ダートコース)

発 走 線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12頭	14頭	12頭

(2) 函館競馬場

平地競走

Bコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから7メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発 走 線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	14頭	16頭	12頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	12頭	16頭	/	14頭	16頭	16頭
	Cコース	12頭	16頭	/	14頭	16頭	14頭

(ダートコース)

発 走 線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12頭	14頭	12頭

(3) 福島競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから2メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	14頭	16頭	14頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	14頭	16頭	14頭	16頭	16頭	16頭
	Cコース	14頭	16頭	14頭	14頭	16頭	14頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,150m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	12頭	16頭	15頭	16頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線		2,750m	2,770m	2,800m	3,350m	3,380m	3,410m
出走可能頭数	Aコース	14頭			14頭		
	Bコース		14頭			14頭	
	Cコース			14頭			14頭

(4) 新潟競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

(芝コース直線)

発走線		1,000m
出走可能頭数	Aコース	18頭
	Bコース	16頭

(芝コース内回り)

発走線		1,200m	1,400m	2,000m	2,200m	2,400m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(芝コース外回り)

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	3,000m	3,200m
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	14頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,500m
出走可能頭数	12頭	15頭	13頭	15頭	15頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線		2,850m (外→内)	2,890m (外→内)	3,250m (外→内)	3,290m (外→内)
出走可能頭数	Aコース	14頭		14頭	
	Bコース		14頭		14頭

(5) 中山競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから6メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発走線		1,800m	2,000m	2,500m	3,200m (外→内)	3,600m
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	16頭	16頭	16頭
	Bコース	15頭	18頭	14頭	15頭	16頭
	Cコース	14頭	17頭	12頭	14頭	16頭

(芝コース外回り)

発走線		1,200m	1,600m	2,200m	2,600m	4,000m
出走可能頭数	Aコース	16頭	16頭	18頭	16頭	16頭
	Bコース	16頭	16頭	18頭	13頭	16頭
	Cコース	16頭	16頭	17頭	10頭	16頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,400m	2,500m
出走可能頭数	14頭	16頭	12頭	16頭	16頭	16頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線	2,710m	3,030m (外)	3,210m	3,350m (外)	3,370m (外)	3,570m	4,100m	4,250m (外)	4,260m (外)
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭	14頭	14頭	16頭	16頭	16頭	16頭

(芝→ダートコース)

発走線	2,700m	2,880m	3,200m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭

(6) 東京競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから6メートル地点に柵を設置

Dコースは、Aコースから9メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	2,300m	2,400m	2,500m	2,600m	3,400m
出走可能頭数	Aコース	18頭								
	Bコース	18頭								
	Cコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Dコース	16頭	16頭	16頭	14頭	16頭	18頭	18頭	18頭	16頭

(ダートコース)

発走線	1,200m	1,300m	1,400m	1,600m	2,100m	2,400m
出走可能頭数	12頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線	3,110m	3,300m
出走可能頭数	14頭	14頭

(芝→ダートコース)

発走線	3,000m	3,100m	3,300m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭

(7) 中京競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,200m	1,300m	1,400m	1,600m	2,000m	2,200m	3,000m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭

(ダートコース)

発走線	1,200m	1,400m	1,800m	1,900m	2,500m
出走可能頭数	16頭	16頭	16頭	16頭	14頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線		3,000m	3,300m	3,330m	3,600m	3,900m	3,940m
出走可能頭数	Aコース	14頭	14頭	/	14頭	14頭	/
	Bコース	14頭	/	14頭	14頭	/	14頭

(8) 京都競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから4メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから7メートル地点に柵を設置

Dコースは、Aコースから10メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発走線		1,100m	1,200m	1,400m	1,600m	2,000m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	18頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Cコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Dコース	16頭	16頭	18頭	18頭	16頭

(芝コース外回り)

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,000m	2,200m	2,400m	3,000m	3,200m
出走可能頭数	Aコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	18頭	18頭	18頭	16頭	18頭	18頭	16頭	18頭
	Cコース	18頭	18頭	18頭	14頭	18頭	18頭	16頭	18頭
	Dコース	18頭	18頭	18頭	14頭	18頭	18頭	14頭	18頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,100m	1,200m	1,400m	1,800m	1,900m	2,600m
出走可能頭数	14頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線	3,170m (内→外)	3,180m (外2周)	3,930m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭

(芝→ダートコース)

発走線	2,910m	3,170m	3,760m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭

(9) 阪神競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

(芝コース内回り)

発走線		1,200m	1,400m	2,000m	2,200m	3,000m	3,200m (外→内)
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	16頭	18頭	16頭	18頭	18頭	18頭

(芝コース外回り)

発走線		1,400m	1,600m	1,800m	2,400m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭
	Bコース	16頭	18頭	18頭	18頭	18頭

(ダートコース)

発走線	1,200m	1,400m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	16頭	16頭	16頭	16頭	16頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発走線	3,000m	3,140m	3,800m	3,900m
出走可能頭数	14頭	14頭	14頭	14頭

(芝→ダートコース)

発走線	2,970m	3,110m
出走可能頭数	14頭	14頭

(10) 小倉競馬場

イ 平地競走

Bコースは、Aコースから3メートル地点に柵を設置

Cコースは、Aコースから6メートル地点に柵を設置

(芝コース)

発走線		1,000m	1,200m	1,700m	1,800m	2,000m	2,600m
出走可能頭数	Aコース	16頭	18頭	14頭	16頭	18頭	16頭
	Bコース	14頭	18頭	12頭	16頭	18頭	16頭
	Cコース	14頭	16頭		16頭	16頭	16頭

(ダートコース)

発走線	1,000m	1,700m	2,400m
出走可能頭数	14頭	16頭	16頭

ロ 障害競走

(芝コース)

発 走 線	2,860m	3,390m
出走可能頭数	12頭	14頭

2. 上記1にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める出走可能頭数とする。

IV 特 別 登 録

1. 特別登録のやりなおし

特別競走を延期した場合は、特別登録の一部または全部をやりなおすことがある。特別登録をやりなおす場合はすでに徴収した特別登録料のうち、やりなおす部分の特別登録料は納付がなかったものとみなして、その相当額を還付するものとし、還付の時当該馬を所有している者に対して行う。

2. 特別登録料の返還

競馬施行規程第77条によって特別登録料を返還する場合は、返還の時当該馬を所有している者に対して行う。

V 出馬投票

1. 出馬投票

- (1) 競走（地方競馬指定交流競走を含む。）に出走した日から起算して5日以内に実施される競走については、出馬投票することができない。
- (2) 最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえることがある。
- (3) 競走を延期した場合は、競馬番組で別に定める取扱いにより改めて出馬投票（上記(2)の特別登録申込みを含む。）の受け付けを行う。ただし、特別の事情のある場合はこの限りでない。
- (4) 同じ馬につき、2競走以上の出馬投票があったときは、最後にされた出馬投票を有効とし、他の投票を無効とする。

2. 出走できる馬の決定方法

出馬投票締切りの結果、出走申込頭数が、出走可能頭数（競走の分割がある場合は出走可能頭数の2倍の頭数。以下同じ。）を超過した競走があった場合、下記の方法によって出走できる馬ならびに非当選馬（出走できる馬を決定する際に抽選によって出走できる馬とならなかった馬をいう。）および非抽選馬（出走できる馬とならなかった馬のうち非当選馬以外の馬をいう。）を決定する。

なお、競走の分割は出走できる馬を決定した後に行う。

- (1) 下表の競走においては、重賞競走一覧および競馬番組で別に定める出走馬の選定方法により出走できる馬を決定する。

2歳馬競走	函館2歳ステークス、新潟2歳ステークス、 農林水産省賞典札幌2歳ステークス、小倉2歳ステークス
3(4)歳以上馬競走	G I競走、ワールドオールスタージョッキーズ、ヤングジョッキーズシリーズ

- (2) その他の競走においては、出馬投票締切前日までの競走成績により、下記の順位に従って出走できる馬を決定する。なお、「自ブロック所属馬」とは、下表左欄に掲げる競馬開催の競走に出馬投票する馬のうち、下表右欄のトレーニング・センターにおいて厩舎の定期貸付（日本中央競馬会厩舎貸付基準（昭和54年理事長達第24号）第3条に定める貸付をいう。）を受けている調教師（当該出馬投票時の管理調教師をいう。）が管理する馬をいい、「他ブロック所属馬」とは、下表左欄に掲げる競馬開催の競走に出馬投票する馬のうち、自ブロック所属馬以外の馬をいう。

イ 2歳または3歳のオープン競走

取得賞金の多い馬

ロ 平地の3(4)歳以上オープン競走（重賞競走およびリステッド競走を除く。）

順位 1 本会の競走馬登録（再登録を受けた馬にあつては当該再登録。以下同じ。）を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が競馬番組で別に定める期間（「オープン競走の成績対象期間」という。）に実施された中央競馬の平地競走であつて、当該競走における着順が第3着以内の馬（該当する競走条件（各馬の取得賞金にもとづき競馬番組で別に定める条件をいう。以下同じ。）が下位の馬を除く。）

2 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であつて、当該登録後最初に出走する馬（該当する競走条件が下位の馬を除く。）

3 出走間隔（本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走（障害競走、地方競馬指定交流競走および外国の競馬の競走を含む。以下この項において同じ。）の実施された日から当該出馬投票締切前日までの期間をいう。この場合において、競馬番組で特に定めた場合を除き、中央競馬の開催日（天災地変その他やむを得ない事由により開催日の日取りを変更した場合は、その変更前の開催日。以下同じ。）が2日以上連続する場合におけるそれらの開催日の

最初の日から次に 2 日以上連続する場合におけるそれらの開催日の前日までの期間に出走した馬が複数あるときは、これらの馬の出走間隔を同一とみなす。以下同じ。)の長い馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)

- 4 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 3 勝クラスの馬
- 5 出走間隔の長い、該当する競走条件が 3 勝クラスの馬
- 6 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬
- 7 出走間隔の長い、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬
- 8 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬
- 9 出走間隔の長い、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬(未勝利馬を除く。)
- 10 未出走馬
- 11 未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

ハ 3(4)歳以上 3 勝クラス競走

- 順位 1 本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走が競馬番組で別に定める期間(以下「オープン競走以外の成績対象期間」という。)に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 3 着以内の馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)
- 2 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)
 - 3 出走間隔の長い馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)
 - 4 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬
 - 5 出走間隔の長い、該当する競走条件が 2 勝クラスの馬
 - 6 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬
 - 7 出走間隔の長い、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬(未勝利馬を除く。)
 - 8 未出走馬
 - 9 未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

ニ 3(4)歳以上 2 勝クラス競走

- 順位 1 本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走がオープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第 5 着以内の馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)
- 2 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)
 - 3 出走間隔の長い馬(該当する競走条件が下位の馬を除く。)
 - 4 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬
 - 5 出走間隔の長い、該当する競走条件が 1 勝クラスの馬(未勝利馬を除く。)
 - 6 未出走馬
 - 7 未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

ホ 3(4)歳以上1勝クラス競走

(一) 下表左欄の競馬開催の競走（競馬番組で特に定めた競走を除く。）

- 順位 1 本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走がオープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第5着以内の自ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）
- 2 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する自ブロック所属馬
- 3 出走間隔の長い自ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）
- 4 本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走がオープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第5着以内の他ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）
- 5 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する他ブロック所属馬
- 6 出走間隔の長い他ブロック所属馬（未勝利馬を除く。）
- 7 未出走馬のうち自ブロック所属馬
- 8 未勝利馬のうち出走間隔の長い自ブロック所属馬
- 9 未出走馬のうち他ブロック所属馬
- 10 未勝利馬のうち出走間隔の長い他ブロック所属馬

(二) 下表左欄以外の競馬開催の競走および競馬番組で特に定めた競走

- 順位 1 本会の競走馬登録を受けた後、当該出馬投票の直前に出走した競走がオープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第5着以内の馬（未勝利馬を除く。）
- 2 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬
- 3 出走間隔の長い馬（未勝利馬を除く。）
- 4 未出走馬
- 5 未勝利馬のうち出走間隔の長い馬

へ 平地の未勝利競走

(一) 下表左欄の競馬開催の競走（競馬番組で特に定めた競走を除く。）

- 順位 1 出馬投票の直前に出走した競走が、オープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第5着以内の自ブロック所属馬
- 2 未出走馬のうち自ブロック所属馬
- 3 出走間隔の長い自ブロック所属馬
- 4 出馬投票の直前に出走した競走が、オープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第5着以内の他ブロック所属馬
- 5 未出走馬のうち他ブロック所属馬
- 6 出走間隔の長い他ブロック所属馬

(二) 下表左欄以外の競馬開催の競走および競馬番組で特に定めた競走

- 順位 1 出馬投票の直前に出走した競走が、オープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の平地競走であって、当該競走における着順が第5着以内の馬
- 2 未出走馬

3 出走間隔の長い馬

ト 障害の未勝利競走

- 順位 1 出馬投票の直前に出走した競走が、オープン競走以外の成績対象期間に実施された中央競馬の障害競走であって、当該競走における着順が第5着以内の馬
- 2 本会の競走馬登録を受けた時、すでに地方競馬または外国の競馬の競走に出走したことがある馬であって、当該登録後最初に出走する馬および未出走馬
- 3 出走間隔の長い馬

チ その他の条件の競走

- 順位 1 該当する競走条件が上位の馬（未出走馬および未勝利馬を除く。）
- 2 未出走馬および未勝利馬

中山競馬、東京競馬、第2回福島競馬、第3回新潟競馬	美浦トレーニング・センター
京都競馬、阪神競馬、第3回小倉競馬、第2回中京競馬、第3回中京競馬	栗東トレーニング・センター

- (3) 上記(2)の場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって出走できる馬を決定する。ただし、平地の3歳以上または4歳以上の重賞競走およびリステッド競走ならびに障害のオープン競走において同一順位の馬が多数ある場合は、各馬の取得賞金に、各馬の下記イおよびロにおいて獲得した一般事項Ⅰの4の(3)のロからトに定める額を加えた金額の多い馬から順に出走できる馬を決定する。この場合、同一金額の馬が多数あるときは抽選によるものとする。

イ 競馬番組で別に定める期間（「出走馬決定賞金算出対象期間（1）」という。）における競走（地方競馬および外国の競馬の競走を含む。）

ロ 競馬番組で別に定める期間（「出走馬決定賞金算出対象期間（2）」という。）におけるGⅠ競走またはJ・GⅠ競走

- (4) 上記(2)および(3)の規定にかかわらず、競走に優先して出走できる馬を下記のとおり決定する。なお、優先出走を認められた馬で出走可能頭数を超過した場合については、下記イからホの項の順序により出走できる馬を決定する。

イ GⅠ競走への優先出走について

GⅠ競走については、以下のとおり優先出走を認める。

- (一) GⅠ競走のうち下表1から下表4までの左欄に定める競走については、未出走馬および未勝利馬以外の馬が、下表1右欄の競走で第5着以内となった場合、下表2右欄の競走で第3着以内となった場合、下表3右欄の競走で第2着以内となった場合または同一年度を実施される下表4右欄の競走で第1着となった場合は、それぞれの表の左欄の競走に優先出走を認める。

表 1

優駿牝馬	桜花賞
東京優駿	皐月賞

表 2

桜花賞	チューリップ賞または報知杯フィリーズレビュー
皐月賞	報知杯弥生賞ディープリンパクト記念またはフジテレビ賞スプリングステークス
NHKマイルカップ	ニュージーランドトロフィーまたはアーリントンカップ
秋華賞	紫苑ステークスまたは関西テレビ放送賞ローズステークス
菊花賞	朝日杯セントライト記念または神戸新聞杯

表 3

桜花賞	アネモネステークス
皐月賞	若葉ステークス
優駿牝馬	サンケイスポーツ賞フローラスステークス
東京優駿	テレビ東京杯青葉賞

表 4

優駿牝馬	スイートピースステークス
東京優駿	プリンシパルステークス
フェブラリーステークス	東海テレビ杯東海ステークスまたは根岸ステークス
高松宮記念	阪急杯または夕刊フジ賞オーシャンステークス
大坂杯	中山記念または金鯱賞
天皇賞(春)	阪神大賞典または日経賞
ヴィクトリアマイル	サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークスまたは福島牝馬ステークス
農林水産省賞典安田記念	読売マイラーズカップまたは京王杯スプリングカップ
スプリンターズステークス	キーンランドカップまたは産経賞セントウルステークス
天皇賞(秋)	産経賞オールカマー、毎日王冠または農林水産省賞典京都大賞典
エリザベス女王杯	アイルランドトロフィー府中牝馬ステークス
マイルチャンピオンシップ	富士ステークスまたはMBS賞スワンステークス
チャンピオンズカップ	みやこステークスまたは東京中日スポーツ杯武蔵野ステークス

- (二) GI競走のうち下表5および下表6の左欄に定める競走については、未出走馬および未勝利馬が、下表5右欄の競走で第2着以内となった場合または下表6右欄の競走で第1着となった場合は、それぞれの表の左欄の競走に優先出走を認める。

表 5

桜花賞	チューリップ賞または報知杯フィリーズレビュー
皐月賞	報知杯弥生賞ディープインパクト記念またはフジテレビ賞スプリングステークス
NHKマイルカップ	ニュージーランドトロフィーまたはアーリントンカップ
優駿牝馬	サンケイスポーツ賞フローラスステークス
東京優駿	テレビ東京杯青葉賞

表 6

桜花賞	アネモネステークス
皐月賞	若葉ステークス
優駿牝馬	スイートピースステークス
東京優駿	プリンシパルステークス

ロ 外の優先出走について

外については、国際に優先出走を認める。

ハ 地の優先出走について

地については、以下のとおり優先出走を認める。

- (一) 指定のうち下表1から下表3までの左欄に定める競走については、地方馬登録を受けている馬

として、同一年度に実施される下表 1 右欄の競走で第 2 着以内となった場合、同一年度に実施される下表 2 右欄の競走のいずれかで第 1 着となった場合または下表 3 左欄の競走の出走馬決定賞金算出対象期間(1)に実施された同表右欄の競走のいずれかで第 1 着となった場合に、それぞれの表の左欄の競走に優先出走を認める。

表 1

農林水産省賞典 阪神ジュベナイルフィリーズ	アルテミスステークスまたはKBS京都賞ファンタジーステークス
朝日杯フューチャリティステークス	京王杯2歳ステークスまたはデイリー杯2歳ステークス
ホープフルステークス	東京スポーツ杯2歳ステークスまたはラジオNIKKEI杯京都2歳ステークス
東京優駿	京都新聞杯
高松宮記念	阪急杯または夕刊フジ賞オーシャンステークス
大阪杯	中山記念または金鯱賞
天皇賞(春)	阪神大賞典または日経賞
ヴィクトリアマイル	サンケイスポーツ杯阪神牝馬ステークスまたは福島牝馬ステークス
農林水産省賞典安田記念	読売マイラーズカップまたは京王杯スプリングカップ
スプリンターズステークス	キーンランドカップまたは産経賞セントウルステークス
天皇賞(秋)	産経賞オールカマー、毎日王冠または農林水産省賞典京都大賞典
エリザベス女王杯	農林水産省賞典京都大賞典またはアイルランドトロフィー府中牝馬ステークス
マイルチャンピオンシップ	富士ステークスまたはMBS賞スワンステークス

表 2

2歳馬のG I競走	芝コースにおいて行う、中央競馬の2歳馬の重賞競走
春季競馬の3歳馬のG I競走	芝コースにおいて行う、中央競馬の3歳馬の重賞競走

表 3

3歳馬および 3(4)歳以上馬のG I競走 (フェブラリーステークス、宝塚記念、 ジャパンカップ、チャンピオンズカップ および有馬記念競走を除く)	芝コースにおいて行う、中央競馬のG I競走および外国の重賞競走のG I競走
---	---------------------------------------

(二) (指定)のうち上記(一)の表の左欄に掲げる競走、フェブラリーステークス、宝塚記念、ジャパンカップ、チャンピオンズカップおよび有馬記念競走以外の競走については、次のとおり優先出走を認める。

- ・ダートコースにおいて行う、G II競走およびG III競走(3歳馬の競走を除く。)にあっては、該当する競走条件がオープンである馬
- ・重賞競走(ダートコースにおいて行う競走を除く。)およびトライアル競走にあっては、競馬番組で別に定める選定方法により芝実績馬として選定された馬
- ・上記以外の(指定)にあっては、すべての馬

(三) (特指)に優先出走を認める。ただし、競馬番組で特に定めた競走を除き、当該馬の該当する競走条件が異なる場合、優先出走を認めないものとする。

ニ ハンデキャップ競走への優先出走について

ハンデキャップ競走については、上記ロまたはハにより優先出走を認められた馬以外の出馬投票馬のうち、当該馬の負担重量にアローワンスに相当する重量および競馬施行規程第73条の規定による南半球で出生した馬に係る負担重量の減量（以下「南半球産馬の負担重量の減量」という。）に相当する重量を加えて得た重量の大きいものから上位3頭の馬に優先出走を認める。この場合において、同一順位の馬が多数ある場合には、抽選によって優先出走を認める馬を決定するものとする。

ホ 出走できる馬とならなかった場合の優先出走について

- (一) 該当する競走条件の競走（2歳または3歳のオープン競走（重賞競走を除く。）に限る。）において出走できる馬とならなかった馬（当該出馬投票直前に、競馬番組で別に定める期間（以下「オープン競走の次走優先権付与制限対象期間」という。）に実施された競走に出走しなかった馬に限る。）のうち下記3により再投票（競馬施行規程第85条第2項の規定により競馬番組で定める締切り時刻を同じくする他の競走に出走させることを希望する旨の申し出をいう。以下同じ。）をしなかった馬および再投票をしたが出馬投票したとみなされなかった馬については、最初に出走できる馬とならなかった日から2ヵ月以内に、出走できる馬とならなかった平地の重賞競走（当該馬の該当する競走条件の重賞競走に限る。また、競馬番組で特に定めた競走を除く。）を除いて最初に出馬投票または再投票した競走が当該馬の該当する競走条件であり、2歳もしくは3歳のオープン競走（重賞競走および競馬番組で特に定めた競走を除く。）または2歳の1勝クラス競走（競馬番組で特に定めた競走を除く。）である場合に限り当該競走への優先出走を認める。
- (二) 該当する競走条件の競走（障害のオープン競走（重賞競走および特別競走を除く。）に限る。）において出走できる馬とならなかった馬（当該出馬投票直前に、オープン競走の次走優先権付与制限対象期間に実施された競走に出走しなかった馬に限る。）のうち下記3により再投票をしなかった馬および再投票をしたが出馬投票したとみなされなかった馬については、最初に出走できる馬とならなかった日から2ヵ月以内に、出走できる馬とならなかった障害の重賞競走（競馬番組で特に定めた競走を除く。）および障害の特別競走（競馬番組で特に定めた競走を除く。）を除いて最初に出馬投票または再投票した競走が障害のオープン競走（重賞競走、特別競走および競馬番組で特に定めた競走を除く。）である場合に限り当該競走への優先出走を認める。
- (三) 該当する競走条件の下記競走において出走できる馬とならなかった馬のうち下記3により再投票をしなかった馬および再投票をしたが出馬投票したとみなされなかった馬については、最初に出走できる馬とならなかった日から2ヵ月以内に最初に出馬投票または再投票した競走が下記競走（当該馬の該当する競走条件の競走かつ最初に出走できる馬とならなかった日において出走できる馬とならなかった競走と競走の種類が同一の競走に限る。また、競馬番組で特に定めた競走を除く。）である場合に限り当該競走への優先出走を認める。
 - ・2歳または3歳の1勝クラス競走
 - ・新馬競走
 - ・その他競馬番組で特に定めた競走
- (四) 上記(一)から(三)により優先出走を認められた競走に出馬投票したにもかかわらず、下記(五)および(六)の規定により再び出走できる馬とならなかった場合には、上記(一)から(三)の規定を準用する。この場合において、上記(一)から(三)中「最初に出走できる馬とならなかった日から2ヵ月以内」とあるのは「出走できる馬とならなかった最終回の出馬投票の日からさらに2ヵ月以内」と読み替えるものとする。
- (五) 上記(一)から(四)の場合において、優先出走を認められた馬が多数あるときは、優先出走を認め

られた出走できる馬とならなかった回数が多い馬から順次 1 回に限り優先出走を認める。この場合、同一回数の馬が多数あるときは抽選によるものとする。ただし、オープン競走において同一回数の馬が多数あるときは、上記(1)から(3)に規定する方法に準じて決定するものとする。

(六) 上記(一)から(五)の場合において、最初に出馬投票した競走（オープン競走を除く。）に出走可能頭数を超過する申込みがあったときは、出走可能頭数のうち 5 頭の出走枠については優先出走を認めないものとする。ただし、再投票についてはこの限りでない。

(七) 削 除

(八) 上記(一)から(六)までの規定にかかわらず、優先出走を認められた馬が地方競馬指定交流競走に係る当該地方競馬主催者の出走投票をした場合は、当該競走の実施日以降優先出走を認めないものとする。

3. 再投票について

(1) 再投票の申込締切りは、出走できる馬とならなかった馬の発表の 30 分後とする。

(2) 所定の出馬投票締切りの時に、競走の取りやめが決定した競走および出走可能頭数以上である競走ならびに G I 競走および競馬番組で特に定めた競走に対しては再投票は認めない。

(3) 再投票の結果、出走可能頭数を超過する場合は再投票をした馬のうちから上記 2 に規定する方法に準じて出馬投票をしたものとみなす馬を決定する。

4. 交替騎手

出馬投票の際に交替騎手の氏名を併記してある場合、当該競走が分割されたとき、当該競走において出走可能頭数超過のため出走できる馬とならなかった馬があったときまたはその他本会が特に認めたときに限り当該交替騎手の氏名をもって出馬投票したものとみなすことがある。

VI 競走の取りやめ・延期・分割等

1. 競走の取りやめ・延期等

- (1) 下表1の競走以外の競走において、第1回特別登録または所定の出馬投票締切りの結果、登録申込馬または出走申込馬が4頭以下（3歳の未勝利競走については5頭以下。）の場合は、その競走を取りやめる。ただし、(国際)において(外)の出走申込みがある場合または(指定)その他競馬番組で特に定めた競走において(地)の出走申込みがある場合は、それぞれその競走を取りやめないものとする。

上記の事由によって競走を取りやめる場合は、その競走に特別登録または出馬投票をした馬の馬主・調教師・騎手および厩務員に対し下表2のとおり競走取りやめ金を交付する。

表 1

2 歳 馬 競 走	G I 競走、G II 競走
3 歳 馬 競 走	G I 競走、G II 競走、トライアル競走
3(4)歳以上馬競走	G I 競走、G II 競走
障 害 競 走	J・G I 競走、J・G II 競走

表 2

競 走 の 種 類	馬 主	調 教 師	騎 手	厩 務 員
平 地 競 走	328,000 円	41,000 円	21,000 円	21,000 円
障 害 競 走	544,000 円	68,000 円	34,000 円	34,000 円

- (2) 天災地変その他やむを得ない事由によって、競走を実施することができなかった場合は、その競走を取りやめまたは延期することがある。

なお、延期して行う競走については、馬場および競走距離その他を変更することがある。

上記の事由によって競走の取りやめまたは競走の延期等を行った場合には、馬主・調教師・騎手・厩務員またはその団体に対し、別に定めるところにより競走取りやめ金等を交付することがある。

- (3) 競馬施行規程第73条の2により競走を延期して行う場合の馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量の取扱いは次のとおりとする。

イ 特別登録（最終回の特別登録申込みをもって出馬投票にかえるものを除く。下記ロにおいて同じ。）をやりなおす開催日にあつては、延期後の開催日現在における馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量を適用する。

ロ 特別登録をやりなおさない開催日にあつては、延期前の開催日において適用することとなっていた馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量をもって、延期後の開催日における馬齢重量、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量とする。ただし、出馬投票締切前に競走距離を変更する場合は、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量については変更後の競走距離によるものとする。

2. 競走の分割

- (1) 所定の出馬投票締切りの結果、競走の取りやめがあり、かつ、平地一般競走のうち申込馬が16頭以上のものがある場合は、1日の競走数が12を超えない範囲内において、取りやめた競走が1競走のときは当該一般競走のうち申込馬が最も多い競走、取りやめた競走が2競走以上のときは申込馬が最も多い競走および2番目に多い競走を2競走に分割して実施する。

この場合、分割すべき競走に一般事項Vの3の(1)により出走を希望する旨申し出た馬があったときは、その馬を含めて競走の分割を行う。

- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、取りやめた競走と同一場、同一種別、同一競走条件の競走およびその他競馬番組で特に定めた競走の分割は行わない。
- (3) 上記(1)により分割する場合、申込頭数が同数である競走が2以上ある場合は、次の優先順位で分割する競走を決定する。

イ 2歳馬競走は3歳以上馬競走より優先

3歳馬競走は4歳以上馬競走より優先

ロ 同一種別の競走では新馬競走を最優先とし、その他は競走条件が上位の競走が優先

ハ 同一種別、同一競走条件の競走で申込頭数が同数の場合は抽選

- (4) 削 除

- (5) 分割の方法は馬番号の決定方法に準じ抽選で仮番号を付し、奇数番号の馬でA競走を、偶数番号の馬でB競走を編成する。

なお、分割すべき競走が1日に2競走ある場合は、申込頭数の多い方の競走の奇数番号の馬でA競走を、偶数番号の馬でB競走を編成し、申込頭数の少ない方の競走の奇数番号の馬でC競走を、偶数番号の馬でD競走を編成する。この場合において、分割すべき競走の申込頭数が同数であるときは、上記(3)のイからハにおける優先順位上位の競走(同順位であるときは、競馬番組に定める競走番号の小さい競走)の奇数番号の馬でA競走を、偶数番号の馬でB競走を編成し、それ以外の競走の奇数番号の馬でC競走を、偶数番号の馬でD競走を編成する。

- (6) 分割された競走の本賞金額その他は、分割前の競走とすべて同一とする。
- (7) 競走の分割は、実施の結果を考慮して随時廃止することがある。

VII 競走番号・馬場・競走距離の変更

1. 競走番号の変更

競走の番号は、所定の出馬投票締切りの結果または再投票締切りの結果変更することがある。

2. 削除

3. 馬場・競走距離の変更

降雪、凍結、降雨等のため、競馬番組で発表した馬場および競走距離により競走を実施することが不適當であると認めた場合は、馬場または競走距離のいずれか一方あるいは両方を変更して実施することがある。なお、馬場を変更する場合において、芝コースからダートコースに変更するときは、競馬番組で別に定めるところによるものとする。また、出馬投票締切前に競走距離を変更する場合は、アローワンスおよび南半球産馬の負担重量の減量については変更後の競走距離によるものとする。

Ⅷ 賞 金

1. 本 賞

出走馬のうち第1着馬から第5着馬の馬主（共有馬にあつては共有代表馬主。以下同じ。）に対し、競馬番組記載の本賞を交付する。

2. 距離別出走奨励賞

芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の平地競走に出走した馬の馬主に対し、距離別出走奨励賞を交付する。この場合、第1着馬については下表1の金額を交付し、第2着馬から第10着馬については、下表1の金額に下表2の比率を乗じて得た額（1万円未満の金額については四捨五入）を交付する。

なお、出馬投票締切後に一般事項Ⅶの3に定めるところにより馬場または競走距離のいずれか一方あるいは両方を変更した場合は、出馬投票締切時の馬場および競走距離により交付する。

表 1

競 走		1,800m	1,800m超 2,000m以下	2,000m超
3（4）歳以上 馬 競 走	重賞競走以外のオープン競走	140万円	260万円	380万円
	3 勝 ク ラ ス 競 走			
	2 勝 ク ラ ス 競 走	80万円	140万円	200万円
	1 勝 ク ラ ス 競 走 （特別競走に限る）			

表 2

第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着
40%	25%	15%	10%	8%	7%	6%	3%	2%

3. 内国産馬所有奨励賞

(1) 内国産馬奨励賞

イ 下表に定める平地競走の出走馬がサラブレッド系の内国産馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表のとおり内国産馬奨励賞を交付する。

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	
G I 競 走		330万円	132万円	83万円	50万円	33万円	23万円	17万円	10万円	
G I 競走以外の重賞競走		230万円	92万円	58万円	35万円	23万円	16万円	12万円	7万円	
リステッド競走		200万円	80万円	50万円	30万円	20万円	14万円	10万円	6万円	
その他のオープン競走		180万円	72万円	45万円	27万円	18万円	13万円	9万円	5万円	
3勝クラス競走		150万円	60万円	38万円	23万円	15万円	11万円	8万円	5万円	
2勝クラス競走		140万円	56万円	35万円	21万円	14万円	10万円	7万円	4万円	
1勝クラス競走	2・3歳	120万円	48万円	30万円	18万円	12万円	8万円	6万円	4万円	
	3(4)歳以上	90万円	36万円	23万円	14万円	9万円	6万円	5万円	3万円	
新馬競走	2歳	200万円	80万円	50万円	30万円	20万円	14万円	10万円	6万円	
	3歳	170万円	68万円	43万円	26万円	17万円	12万円	9万円	5万円	
未勝利競走	2歳	210万円	84万円	53万円	32万円	21万円	15万円	11万円	6万円	
	3歳	春季競馬	180万円	72万円	45万円	27万円	18万円	13万円	9万円	5万円
		夏季競馬	160万円	64万円	40万円	24万円	16万円	11万円	8万円	5万円

ロ 削 除

(2) 内国産牝馬奨励賞

イ 下表1に定める平地競走の出走馬が内国産の牝馬であった場合、当該馬の馬主に対し、下表1のとおり内国産牝馬奨励賞を交付する。ただし、当該競走が牝馬のみが出走できる競走であった場合は交付しない。

表 1

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着
新馬競走	2歳	160万円	64万円	40万円	24万円	16万円	11万円	8万円	5万円
	3歳	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円	7万円	5万円	3万円
未勝利競走	2歳	100万円	40万円	25万円	15万円	10万円	7万円	5万円	3万円
	3歳	春季競馬	50万円	20万円	13万円	8万円	5万円	4万円	3万円

ロ 前項の規定にかかわらず、第1回中山競馬、第1回東京競馬、第2回中山競馬、第1回京都競馬、第2回京都競馬、第1回阪神競馬、第1回小倉競馬、第2回小倉競馬および第1回中京競馬第1～4日の平地未勝利競走に未出走馬として出走した馬が内国産の牝馬であった場合、当該馬の馬主に対し、上記イによる金額に、下表2に定める金額を加えた金額を交付する。ただし、当該競走が牝馬のみが出走できる競走で

あった場合は交付しない。

表 2

第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着
50万円	20万円	12万円	7万円	5万円	3万円	2万円	1万円

4. 削除

5. 削除

6. 出走奨励金

- (1) 出走馬の馬主に対し、当該競走の第1着本賞金に下表1の比率を乗じて得た額（1万円未満の金額については四捨五入）の出走奨励金を交付する。

表 1

競 走	第6着	第7着	第8着	第9着	第10着
重賞競走および重賞競走以外の平地オープン競走	8%	7%	6%	3%	2%
その他の競走	8%	7%	6%	3%	—

- (2) 前項の規定にかかわらず、第1回中山競馬、第1回東京競馬、第2回中山競馬、第1回京都競馬、第2回京都競馬、第1回阪神競馬、第1回小倉競馬、第2回小倉競馬および第1回中京競馬第1～4日の平地未勝利競走に未出走馬として出走した馬の馬主に対し、前項による金額に、下表2に定める金額を加えた金額を交付する。

表 2

第1着	第2着	第3着	第4着	第5着	第6着	第7着	第8着	第9着
70万円	30万円	20万円	10万円	7万円	6万円	4万円	4万円	2万円

- (3) 第1項に規定するもののほか、第2回新潟競馬の第10競走から第12競走まで（所定の出馬投票締切りの結果または再投票締切りの結果競走番号を変更したときは、当該変更後の競走番号）に出走した馬（失格した馬を除く。）の馬主に対し、20万円を交付する。

- (4) 前3項の規定にかかわらず、以下の各号（第1項および第2項により交付する場合にあってはニを除き、前項により交付する場合にあってはロを除く。）のいずれかに該当する場合には交付しない。

イ 裁決委員が不相当と認めたとき。

ロ 競馬番組で特に定めた競走以外の競走において、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表3に定める時間を超えて決勝線に到達したとき。ただし、平地のオープン競走に出走したとき（未出走馬および未勝利馬を除く。）または裁決委員がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

ハ 平地競走および障害競走において、装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

ニ 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

表 3

競 走		右欄に掲げる競走以外の競走		平地の新馬および未勝利競走	
		芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
平地競走	1,400m以下	3秒	4秒	3秒	4秒
	1,400m超 2,000m未満	4秒	5秒		
	2,000m以上	5秒	6秒	4秒	5秒
障害競走 (特別競走を除く)		8秒	10秒		

(5) 下記対象競走については、上記(1)の規定に加え、競馬番組その他で別に定める出走奨励金を交付する。

- 対象競走
- ・本会が指定するG I 競走およびG II 競走
 - ・有馬記念
 - ・ワールドオールスタージョッキーズ
 - ・ヤングジョッキーズシリーズ

7. 褒賞金

馬主・調教師・騎手・調教助手・厩務員および生産者に対し、別に定める褒賞金交付基準により褒賞金を交付することがある。

8. 賞品

馬主・調教師・騎手・調教助手・厩務員および生産者に対し、別に定める賞品交付基準により賞品を交付する。

9. 付加賞

特別登録料は、その総額を7:2:1の割合で案分し、第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主に対し付加賞として交付する。ただし、第3着馬がないときは、その総額を8:2の割合で第1着馬および第2着馬の、また第2着馬および第3着馬がないときはその総額を第1着馬の馬主に対し交付する。

10. 生産者賞

(1) 生産牧場賞

イ 出走馬の生産牧場(当該馬が生まれた時、軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有し、その母馬の飼養を行っていた者をいう。以下同じ。)で以下の各号の条件を備えている者に対し、下表1のとおり生産牧場賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

- (一) 現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有しているとともに繁殖の用に供する牝馬を飼養管理して軽種馬の生産に従事している者であること。
- (二) 外国人(日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人を除く。)でないこと。

表 1

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
G I 競 走		100万円	40万円	25万円	15万円	10万円
G I 競走以外の重賞競走		65万円	26万円	16万円	10万円	7万円
リ ス テ ッ ド 競 走		50万円	20万円	13万円	8万円	5万円
そ の 他 の 特 別 競 走		45万円	18万円	11万円	7万円	5万円
一 般 競 走	1勝クラス以上の競走	38万円	15万円	10万円	4万円	3万円
	新馬・未勝利競走	34万円	14万円	9万円	4万円	3万円

ロ 前項の規定にかかわらず、下表2に定める競走に☒（内国産馬を除く。）の出走があった場合、出走馬の生産牧場で上記イの（一）および（二）の条件を備えている者に対し、下表2のとおり生産牧場賞を交付する。ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

表 2

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
G I 競 走		150万円	60万円	38万円	23万円	15万円
G I 競走以外の重賞競走		95万円	38万円	24万円	14万円	10万円
リ ス テ ッ ド 競 走		65万円	26万円	16万円	10万円	7万円
そ の 他 の 特 別 競 走		55万円	22万円	14万円	8万円	6万円
一 般 競 走		45万円	18万円	11万円	4万円	3万円

ハ 前2項の規定にかかわらず、種付および種付証明書の記載に関して不正な行為を行った者、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの登録の申込みに関して不正な行為を行った者、競走馬の生産・取引きについて秩序を乱した者、競馬関与の禁止または停止処分（地方競馬への関与禁止または停止処分を含む。以下同じ。）を現に受けている者、その他本会が不相当と認めた者に対しては、生産牧場賞を交付しない。

（2）繁殖牝馬所有者賞

イ サラブレッド系の馬が競走に出走した場合には、当該馬が生まれた時にその母馬を所有していた者であつて以下の各号の条件を備えている者に対し、下表1のとおり繁殖牝馬所有者賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

- （一） 現に軽種馬の生産飼養のために必要な設備を有しているとともに繁殖の用に供する牝馬を飼養管理して軽種馬の生産に従事している者または本会の馬主登録を現に受けている者であること。
- （二） 外国人（日本国内で軽種馬の生産事業を行っている外国人および本会の馬主登録を現に受けている外国人を除く。）でないこと。

表 1

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
G I 競 走		130万円	52万円	33万円	20万円	13万円
G I 競走以外の重賞競走		80万円	32万円	20万円	12万円	8万円
リステッド競走		55万円	22万円	14万円	8万円	6万円
その他の特別競走		50万円	20万円	13万円	8万円	5万円
一般競走	1勝クラス以上の競走	40万円	16万円	10万円	4万円	3万円
	新馬・未勝利競走	36万円	14万円	9万円	4万円	3万円

ロ 前項の規定にかかわらず、下表2に定める競走に \square （内国産馬を除く。）の出走があった場合、当該競走に出走したサラブレッド系の馬が生まれた時にその母馬を所有していた者であって、上記イの（一）および（二）の条件を備えている者に対し、下表2のとおり繁殖牝馬所有者賞を交付する。

ただし、当該馬が外国産馬の場合には交付しない。

表 2

競 走		第1着	第2着	第3着	第4着	第5着
G I 競 走		180万円	72万円	45万円	27万円	18万円
G I 競走以外の重賞競走		110万円	44万円	28万円	17万円	11万円
リステッド競走		70万円	28万円	18万円	11万円	7万円
その他の特別競走		60万円	24万円	15万円	9万円	6万円
一 般 競 走		47万円	19万円	12万円	4万円	3万円

ハ 前2項の規定にかかわらず、種付および種付証明書の記載に関して不正な行為を行った者、公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルの登録の申込みに関して不正な行為を行った者、競走馬の生産・取引きについて秩序を乱した者、競馬関与の禁止または停止処分を現に受けている者、その他本会が不相当と認めた者に対しては、繁殖牝馬所有者賞を交付しない。

11. 競走協力金

各競走の第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主が所属する馬主協会に対し、別に定める競走協力金を交付する。

なお、当該馬主が複数の馬主協会に所属しているため、競走協力金を等分して交付する場合、100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

12. 馬主協会賞

各競走の第1着馬・第2着馬および第3着馬の馬主が所属する馬主協会に対し、別に定める馬主協会賞を交付する。

なお、当該馬主が複数の馬主協会に所属しているため、馬主協会賞を等分して交付する場合、100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げる。

区 諸 手 当 等

1. 特別出走手当

- (1) 競走に出走した馬の馬主に対し、495,000円の特別出走手当を交付する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する競走に出走した馬の馬主に対し、前項の規定による金額に、その区分に応じ当該各号に定める金額を加えた金額を交付する。
- イ 芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の平地競走
- (一) 3(4)歳以上馬競走 60,000円
- (二) 3歳馬競走 30,000円
- ロ 障害競走 10,000円
- ハ 2歳馬競走 30,000円
- (3) 前2項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の平地競走に出走した6歳以上の取得賞金500万円以下の馬(匁以外の取得賞金200万円未満の馬を除く。)の馬主に対しては、前2項の規定による金額から120,000円を減じた金額を交付する。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走に出走した以下の各号のいずれかに該当する馬の馬主に対しては、前3項の規定による金額の半額を交付する。
- イ 匁
- ロ 平地競走に出走した5歳以上の取得賞金200万円未満の馬
- ハ 平地競走に出走した4歳の未出走馬および未勝利馬
- ニ 第4回中山競馬、第3回中京競馬、第4回東京競馬、第5回京都競馬、第4回新潟競馬、第5回東京競馬、第6回京都競馬、第3回福島競馬、第5回中山競馬、第7回京都競馬および第4回中京競馬の平地競走に出走した3歳の未出走馬および未勝利馬
- (5) 前4項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走において第8着より後の着順となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表に定める時間を超えて決勝線に到達した場合、当該馬の馬主に対しては、前4項の規定による金額の半額を交付する。ただし、平地のオープン競走に出走したときおよび裁決委員がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、競馬番組で特に定めた競走以外の競走に出走した以下の各号のいずれかに該当する馬の馬主に対しては交付しない。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- イ 匁
- ロ 削除
- ハ 平地競走において、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、下表に定める時間を超えて決勝線に到達した該当する競走条件が異なる競走に出走した2歳または3歳の未出走馬(未勝利競走に出走した馬を除く。)および未勝利馬
- (7) 上記(1)から(5)までの規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には交付しない。
- イ 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めたとき。
- ロ 削除
- ハ 平地競走および障害競走において、装着時のでき上り厚さ10ミリ以下、最大部分の幅25ミリ以下、重さ150グラム以下の蹄鉄を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。
- ニ 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

競 走		右欄に掲げる競走以外の競走		平地の新馬および未勝利競走	
		芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走	芝コースにおいて行う競走	ダートコースにおいて行う競走
平地競走	1,400m以下	3秒	4秒	3秒	4秒
	1,400m超 2,000m未満	4秒	5秒		
	2,000m以上	5秒	6秒	4秒	5秒
障 害 競 走 (特別競走を除く)		8秒	10秒		

2. 調教師出走奨励金

競走に出走した馬の中央競馬の調教師が所属する調教師会に対し、出走1回につき4,000円の調教師出走奨励金を交付する。ただし、失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき、または調教師が当該馬に関して調教停止以上の処分を受けたときは交付しない。

3. 厩舎運営奨励金

調教師による健全な厩舎運営への補助として、競走に出走した馬の中央競馬の調教師に対し、出走1回につき140,000円の厩舎運営奨励金を交付する。ただし、失格したとき、一般事項Ⅱの10の規定により出走制限を受けたとき、または調教師が当該馬に関して調教停止以上の処分を受けたときは交付しない。

4. 騎乗手当および騎手奨励手当

- (1) 競走に騎乗した騎手に対し、騎乗1回につき下表のとおり騎乗手当を交付する。また、競馬番組で特に定めた競走については、競馬番組で別に定める騎乗手当を交付する。

平地競走	G I 競 走	64,500 円
	その他の重賞競走	44,500 円
	その他の競走	27,500 円
障 害 競 走	J ・ G I 競 走	146,500 円
	その他の重賞競走	116,500 円
	その他の競走	86,500 円

- (2) 競走に騎乗した中央競馬の騎手に対し、騎乗1回につき16,000円の騎手奨励手当を交付する。
(3) 上記(1)および(2)において、失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき、または騎手が騎乗停止以上の処分を受けたときは交付しない。

5. 厩務員出走奨励金

競走に出走した馬の調教助手または厩務員に対し、出走1回につき9,600円の厩務員出走奨励金を交付する。また、競馬番組で特に定めた競走については、別に定める厩務員出走奨励金を交付する。

ただし、失格（決勝線への到達時間超過による失格を除く。）したとき、または調教助手もしくは厩務員が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたときは交付しない。

X 競馬施行規程第130条の規定により 着順が確定後に変更される場合の取扱い

1. 競走成績

当該競走の競走成績は、変更された着順によって取扱うものとする。

なお、当該競走の実施日の翌日から着順が変更されるまでの間に出走した競走の競走成績は変更しない。

2. 競走条件

出走馬の資格は、上記1の変更後の競走成績にもとづいて改めて決定するものとする。

3. 一般事項Ⅱの9および10の取扱い

(1) 3走成績による平地競走の出走制限については、上記1の変更後の競走成績にもとづいて改めて決定するものとする。

(2) タイムオーバーとなった馬の平地競走の出走制限については、上記1の変更後の競走成績にもとづいて改めて決定するものとする。ただし、新たな出走制限は行わない。

4. 特別登録

競馬施行規程第77条第4号に規定する馬のうち、上記2によって変更された出走資格と変更前のものが異なるために、当該登録した特別競走に出走できなくなったものについては、その特別登録料は返還する。

5. 一般事項Ⅴの2の(4)の木の取扱い

出走可能頭数超過により出走できる馬とならなかった場合の優先権については、上記2によって変更された当該馬の競走条件と変更前のものが、同一の場合に限り行使できるものとする。

6. 賞金等の返還・交付

(1) 賞金および諸手当

当該競走の賞金および諸手当は、上記1の変更後の競走成績にもとづくものとし、すでに交付した額と変更後の競走成績によって交付される額とが相違する場合は、その差額について、返還および交付を行うこととする。

(2) 賞品

当該競走の賞品は、上記1の変更後の競走成績にもとづくものとし、すでに交付した賞品と変更後の競走成績によって交付される賞品とが相違する場合は、すでに交付した賞品は返還させることとし、その後に改めて賞品を交付するものとする。

7. 1993年12月31日以前に実施された競走については、上記にかかわらず、従前の一般事項Ⅷの7に定めた競馬施行規程第112条の取扱いによる。

XI そ の 他

1. 同着の場合の賞金の算出方法

同着の場合において、賞金を等分して交付する際に、本賞・距離別出走奨励賞・内国産馬所有奨励賞・出走奨励金・付加賞および生産者賞について1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に、競走協力金および馬主協会賞について100円未満の端数が生じたときは、これを100円に、それぞれ切り上げる。

2. 賞金および諸手当等の交付方法

賞金および諸手当等については、所得税法（昭和40年法律第33号）による税金を控除した残額に相当する金額を銀行等口座へ振り込むことにより交付する。

この場合において、競走に出走した馬（種および函を除く。）の馬主に対し交付する当該金額の一部については、以下の各項に掲げる者に対し、その区分に応じ当該各項に定める金額を振り込むこととする。

- (1) 当該馬の調教師 本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞および出走奨励金の合計金額の15%に相当する金額
- (2) 当該馬の騎手 本賞、距離別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、出走奨励金および付加賞の合計金額の平地競走にあつては5%、障害競走にあつては7%に相当する金額（競馬施行規程第44条第1項ただし書により外国において馬の騎乗に関し免許を受けている者のために行う臨時の試験により免許を受けている騎手にあつては消費税法（昭和63年法律第108号）による税金を控除した残額に相当する金額）

3. 競馬施行規程第101条により指定する競走

装鞍所へのひき付けは、当該競走の発走時刻の60分前までとする。ただし、下表左欄において指定する競走については、下表右欄に定める時刻までとする。

有馬記念	発走時刻の80分前
安田記念、宝塚記念およびスプリンターズステークス	発走時刻の65分前
その他のG I 競走	発走時刻の70分前
第3回東京競馬、第4回中山競馬、第4回京都競馬、第3回中京競馬および第1回函館競馬（第1～6日）の競走	発走時刻の55分前
第2回福島競馬、第3回新潟競馬、第3回小倉競馬、第2回中京競馬、第1回函館競馬（第7～12日）、第1回札幌競馬および第2回札幌競馬の競走	発走時刻の50分前
第2回新潟競馬の競走	発走時刻の40分前

（参考）競馬施行規程第101条第1項

調教師は、競走に出走させようとする馬を、競馬番組で定める時まで装鞍所にひき付けなければならない。